



# 山形県公報

平成28年1月22日(金)  
第2715号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……69
- 同……………(同) ……70
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……71
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……72
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……73
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……74
- 道路の位置の指定の変更……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(庄内総合支庁建築課) ……75
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(加茂水産高等学校) ……79
- 公示による通知……………(収用委員会) ……同
- 審理の開催……………(同) ……81

## 告 示

### 山形県告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|-------------------------------------|------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形<br>新庄市本町6番11号 | J u J u ・ 若 葉<br>新庄市若葉町9番53号 | 就労継続支援(B型)  | 14名 | 平成28. 1. 12 |

**山形県告示第66号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------------|----------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形<br>新庄市本町6番11号 | J u J u ・若葉<br>新庄市若葉町9番53号 | 就 労 移 行 支 援 | 平成28. 1. 12 |

**山形県告示第67号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日       |
|----------------|----------------|-------------|
| あかねヶ丘えんどう耳鼻咽喉科 | 山形市上町四丁目14番20号 | 平成27. 12. 1 |

**山形県告示第68号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日        |
|----------------|----------------|--------------|
| あかねヶ丘えんどう耳鼻咽喉科 | 山形市上町四丁目14番20号 | 平成27. 11. 30 |

**山形県告示第69号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地           | 休止年月日        |
|---------------|---------------|----------------------|--------------|
| 居宅介護支援事業所 えがお | 居 宅 介 護 支 援   | 西村山郡河北町谷地中央三丁目16番12号 | 平成27. 12. 31 |

**山形県告示第70号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称          | 施 術 所 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-----------|----------------------|---------------|------------|
| 本 田 淳     | 在宅マッサージ治療院<br>寿楽 米沢店 | 米沢市大町四丁目5番21号 | 平成28. 1. 5 |

**山形県告示第71号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字寺津1410番地
- 3 認可年月日  
平成28年1月14日

**山形県告示第72号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
- 2 調査を行った期間  
平成25年5月23日から平成27年3月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字柳川の一部
- 5 認証年月日  
平成28年1月15日

**山形県告示第73号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|-----------------------------|---|------|--------------------|--------|
| 上山市三本松104番1から<br>同 101番10まで |   | 旧    | 28.0メートル<br>} 17.8 | 28メートル |
| 同                           | 上 | 新    | 23.0メートル<br>} 20.4 | 同上     |

**山形県告示第74号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小穴二日町線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|----------------------------|---|------|--------------------|--------|
| 上山市三本松1940番1から<br>同 91番2まで |   | 旧    | 16.6メートル<br>} 10.0 | 18メートル |
| 同                          | 上 | 新    | 14.0メートル<br>} 10.0 | 17メートル |

**山形県告示第75号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市三本松104番1から  
同 101番10まで
- 3 供用開始の期日 平成28年1月22日

**山形県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 小穴二日町線
- 2 供用開始の区間 上山市三本松1940番1から  
同 91番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年1月22日

## 山形県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|-------------------------------------|------|-------------------|------------|
| 最上郡最上町大字富沢字西田2563番7から<br>同 633番15まで | 旧    | 16.8メートル<br>} 6.5 | メートル<br>64 |
| 同 上                                 | 新    | 17.0メートル<br>} 7.0 | 同 上        |

## 山形県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 雄勝金山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|--------------------------------|------|--------------------|------------|
| 最上郡金山町大字金山字松木岩1782番1から<br>同 まで | 旧    | 17.0メートル<br>} 16.5 | メートル<br>32 |
| 同 上                            | 新    | 35.0メートル<br>} 21.0 | 同 上        |

## 山形県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富沢字西田2563番7から  
同 633番15まで
- 3 供用開始の期日 平成28年1月22日

**山形県告示第80号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 雄勝金山線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字金山字松木岩1782番1から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年1月22日

**山形県告示第81号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道米第226号
- 2 変更の内容

| 変更事項  | 変 更 前                     | 変 更 後                                                                           |
|-------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 指定の場所 | 南陽市郡山字並柳1036番10           | 南陽市郡山字並柳1035番1の一部、1036番1の一部、1036番10、1045番10の一部、1045番10先道路、字中ノ坪1028番の一部、1028番先水路 |
| 道路の現況 | 幅員 4.5メートル<br>延長 41.2メートル | 幅員 4.50メートル～6.33メートル<br>延長 111.03メートル                                           |

- 3 変更年月日 平成28年1月8日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年1月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人ウイング
  - (2) 代表者の氏名  
岸 正悟
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市若葉町1番7号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、最上地域において、障がいを持つ児童（未就学～高校生）を対象に、一人一人の個性と自主性を大切にしながら、子供たちが持つ可能性を最大限に伸ばし、放課後や長期休暇を有意義に過ごせる場を提供していくことを目的とする。

加えて、地域の方々と協力して、キッズサポート「ことばのつばさ」を開設し、児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を通して、地域の障がいを持つ児童や家族等に対して楽しく遊び、学べる場を提供していく。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|-----------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                 |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営美原アパ<br>ート4号  | 鶴岡市美原町18<br>-3     | 3DK  | 79.4                          | 1    | 一般用 | 21,600                  | 24,900                             | 28,500                             | 32,100                             | 36,700 | 42,400                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |     |
| 同 東部アパ<br>ート1号  | 同 朝陽町6<br>-25      | 同    | 55.7                          | 2    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200 | 28,000                             |                                    |     |
| 同 2号            | 同 6<br>-5          | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200 | 28,000                             |                                    |     |
| 同 茅原アパ<br>ート1号  | 同 茅原草<br>見鶴16-1    | 同    | 63.5                          | 1    | 同   | 17,100                  | 19,800                             | 22,600                             | 25,500                             | 29,200 | 33,700                             |                                    |     |
| 同 2号            | 同                  | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 19,600                  | 22,600                             | 25,900                             | 29,200                             | 33,400 | 38,500                             |                                    |     |
| 同 川南アパ<br>ート1号  | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1   | 2DK  | 51.2                          | 4    | 同   | 15,400                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,300 | 30,300                             |                                    |     |
| 同 2号            | 同 1-2              | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,600                  | 18,000                             | 20,500                             | 23,200                             | 26,500 | 30,600                             |                                    |     |
| 同 川南住宅3<br>号    | 同 1-3              | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,400                  | 18,900                             | 21,600                             | 24,400                             | 27,900 | 32,100                             |                                    | 单身可 |
| 同               | 同                  | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,400                  | 18,900                             | 21,600                             | 24,400                             | 27,900 | 32,100                             |                                    |     |
| 同 川南アパ<br>ート5号  | 同 1-5              | 3K   | 55.7                          | 1    | 同   | 16,900                  | 19,600                             | 22,400                             | 25,200                             | 28,800 | 33,300                             |                                    |     |
| 同 こがねアパ<br>ート1号 | 同 こがね町<br>一丁目21-1  | 3DK  | 63.5                          | 1    | 同   | 17,300                  | 20,000                             | 22,900                             | 25,800                             | 29,500 | 34,000                             |                                    |     |
| 同 東泉アパ<br>ート3号  | 同 東泉町四<br>丁目15-22  | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,900                  | 21,900                             | 25,000                             | 28,200                             | 32,200 | 37,200                             |                                    |     |
| 同 鳥海アパ<br>ート2号  | 同 富士見町<br>三丁目2-118 | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,200                  | 26,800                             | 30,700                             | 34,600                             | 39,600 | 45,700                             |                                    |     |
| 同 北新町アパ<br>ート   | 同 北新町一<br>丁目1-58   | 同    | 64.3                          | 1    | 同   | 23,300                  | 26,800                             | 30,700                             | 34,600                             | 39,600 | 45,700                             |                                    |     |



|        |       |                      |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|--------|-------|----------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同<br>ト | 余目アパー | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-1 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 |  |
|        |       |                      |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
| 同<br>ト | 狩川アパー | 同<br>狩川字山居22         | 同 | 58.0 | 1 | 同 | 12,800 | 14,800 | 16,900 | 19,100 | 21,800 | 25,100 |  |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年2月3日から同月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成28年3月下旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年1月22日

山形県立加茂水産高等学校長 佐 藤 淳

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県漁業実習船「鳥海丸」第2回定期検査受検手続及び上架整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立加茂水産高等学校事務室 鶴岡市加茂字大崩595 電話番号0235(33)3031
- 3 落札者を決定した日 平成27年12月8日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北ドック鉄工株式会社 宮城県塩釜市北浜四丁目14番1号
- 5 落札金額 41,040,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年10月30日

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成28年1月22日

山 形 県 収 用 委 員 会  
 会長代理 半 田 稔

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（山形県県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、平成28年2月8日の経過をもって通知があったものとみなされる。

- 1 事件名  
平成27年11月25日に収用の裁決手続の開始を決定した東日本高速道路株式会社が起業する高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高島町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件
- 2 通知すべき書類の名称  
平成28年1月15日付け山収委第35号「審理の開催について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者  
上山市金谷字巖谷地1454番3の土地所有者

| 氏 名   | 住 所                                         |
|-------|---------------------------------------------|
| 宮下 裕二 | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 東京都北区志茂二丁目47番11号 パームハイツ103号 |
| 原 金蔵  | 不明                                          |
| 鏡 国松  | 不明                                          |
| 鏡 権太郎 | 不明                                          |

|        |                 |                                       |
|--------|-----------------|---------------------------------------|
| 高橋 咲子  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | 愛知県稲沢市奥田町城戸切6557番地2 プ<br>リンス奥田203     |
| 鈴木 幸子  | 不明              |                                       |
| 鏡 しょう  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | ペルー国リマ市プロロンガシヨントマスマ<br>ルサアナ街          |
| 後藤 廣恵  | 不明              |                                       |
| 鏡 富久子  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | ペルー共和国リマ市スルキーヨ区                       |
| 鏡 啓    | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | ペルー共和国リマ市リンセ区イグナシオメ<br>リーノ街2389番地     |
| 鏡 三郎   | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | 東京都文京区本郷一丁目34番7号 増田方                  |
| 鏡 卯之助  | 不明              |                                       |
| 小関 定次郎 | 不明              |                                       |
| 藤原 精一  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | 樺太栄浜郡落合町大字内瀬字内瀬番外地                    |
| 木村 芳之助 | 不明              |                                       |
| 吉田 傳八  | 不明              |                                       |
| 渡辺 藤三郎 | 不明              |                                       |
| 木村 市太郎 | 不明              |                                       |
| 渡辺 利助  | 不明              |                                       |
| 渡辺 芳太郎 | 不明              |                                       |
| 佐藤 ちか子 | 不明 ただし、住民票上の住所  | 北海道札幌市北区百合が原7丁目1番7-<br>606号           |
| 木村 與三郎 | 不明              |                                       |
| 鈴木 旭   | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | 神奈川県横浜市港北区大曽根台35番20号                  |
| 鈴木 ミヨ  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | ブラジル国ハロナ州ロンドリナ市                       |
| 鈴木 ハルエ | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | ブラジル国サンパウロ州アルトアレグレ市                   |
| 山口 清子  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | ブラジル国パラナ州ロンドリナ市                       |
| 坂崎 じよ  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | ブラジル国パラナ州クリチバ市ソーザナ<br>アベス701          |
| 菅 きゑ   | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 | ブラジル国パラナー州クリチバ市プロフ<br>エメルダスンプソン街315番地 |

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 杉村 篤志  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 埼玉県川口市大字赤山1297番地の5 |
| 鈴木 庄之助 | 不明                                 |
| 石山 金十郎 | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 茨城県神栖市大野原七丁目4番8号   |
| 横山 勇四郎 | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 フィリピン              |
| 鈴木 代助  | 不明                                 |
| 鈴木 善三郎 | 不明                                 |
| 斎藤 泰助  | 不明                                 |
| 鈴木 長三郎 | 不明                                 |

平成27年11月25日に収用の裁決手続の開始を決定した高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上市市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件に係る審理の開催は、次のとおりとする。

平成28年1月22日

山 形 県 収 用 委 員 会

会長代理 半 田 稔

1 審理の日時

平成28年2月23日（火）午後2時30分から

2 審理の場所

山形市松波四丁目1-15 山形県自治会館 401会議室

3 審理事項

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上市市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件

平成28年1月22日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年1月22日発行 発行人 山形県